

全国大会・関東大会出場補助金交付規程

(目的)

第1条 市長は、本市における社会体育の振興及び競技力の向上を図るため、他の補助事業と重複しない大会に選手を派遣する場合、派遣に要する費用の一部、または全部に対し、浦安市社会教育関係団体活動補助金交付要綱（昭和56年告示第52号）及びこの規程に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、浦安市社会教育関係団体に所属する個人またはチームのうち、下記(1)または(2)に該当するものとする。ただし、実業団・クラブチームに所属、またはプロ契約、企業とのスポンサー契約をしている者は対象外とする。

- (1) 大会申込書等に記載する登録選手及び監督等関係者で、浦安市内に在住・在勤・在学する者（以下、「市内者」）。なお、チームにおいてもメンバーのうち市内者のみを補助対象者とする。ただし、個人競技に限り、大会申込書等への記載が選手のみの場合であっても、選手が18歳未満の場合は1回の申請につき引率者1名までを補助対象者とする。
- (2) 前号ほか、市長が特に必要と認めた者。

(補助対象大会)

第3条 補助金の交付対象となるのは、下記の(1)(2)両方または(3)に該当する大会へ出場する場合とする。ただし、学校体育として参加するものは対象外とする。

- (1) 日本スポーツ協会、日本レクリエーション協会、当該スポーツにおける全国（関東大会においては関東）を統括する組織が主催または共催する大会。
- (2) 県予選会や選考会などを経て出場権を得たもの、または県競技団体等から、これまでの成績等によって厳正に選考・推薦されて出場する大会。
- (3) 前各号ほか、市長が特に認める大会。

(補助率と補助額)

第4条 大会出場にかかるもので下記に定める交通費及び宿泊費に対して、18歳以上の者は3分の1の額を、18歳未満の者は3分の2の額を補助金として交付する。

(1) 交通費

浦安市内を起点とし、大会会場もしくは宿泊先までを経済的かつ合理的な経路及び方法により移動した場合の往復交通費を補助対象とする。

(2) 宿泊費

移動距離が片道 100km を超え、かつ宿泊することが合理的であると認められる場合は、開催日程 1 日ごとに 1 泊の宿泊費を補助対象とする。補助対象となる宿泊費の上限は 1 泊につき 1 万円とする。

(交付申請)

第 5 条 交付対象者が加盟する社会教育関係団体の代表者が浦安市社会教育関係団体活動補助金交付要綱に準じて行うものとし、申請回数は大会ごとに 1 回までとする。

附 則

この規程は平成 15 年 3 月 31 日より施行する

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日一部改正

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日一部改正